

下水道事業受益者負担金制度のあらまし

1 受益者負担金の制度とは

公共下水道を計画的に建設するための財源の一部として、下水道が整備されることによって利益を受ける方に、都市計画法第75条及び水戸市下水道事業受益者負担に関する条例に基づき建設費の一部をご負担いただく制度です。

下水道建設には、多額の建設費を必要としますが、これらの建設資金は、国の補助金、地方債、受益者負担金などによってまかなわれています。下水道が整備されると、私たちの日常生活や事業活動に伴って発生する汚れた水を直接流せるようになるため、衛生的な暮らしや良好な自然環境を守ることができるようになります。これらの利益（受益）は市民全員が等しく受けるものではなく、下水道が整備される区域内に土地を持っている人だけに限られます。

また、下水道が整備されることによる土地の利用価値や利益（受益）は、土地そのものに付加される価値で、土地の値段や使用状況とは関係なく一律に発生すると考えられているため、受益者負担金は面積に応じて算定し（面積割）、一度限りご負担いただくこととなります。

2 受益者負担金の対象となる土地

道路、公園、河川、水路を除くすべての土地が対象です。また、個人や会社だけではなく、国、県、市所有の土地についても対象となります。ただし、土地の利用状況によっては猶予・減免制度の適用がありますので、詳しくは4ページ目以降をご覧ください。

3 負担金納入までの日程

下記の日程で負担金額を決定し納入いただくこととなります。

日 程	内 容
4 月	① 賦課対象区域の決定 水戸市では毎年4月の初めに受益者負担金をご負担いただく区域を決定し、公告します。
4月下旬	② 土地所有者へ申告書を送付 受益者申告書を、土地所有者あてに発送します。
～5月下旬	③市へ申告書を提出 申告書がお手元に届きましたら、土地の所在、面積、所有者、利用状況などをご確認いただき、郵送等によりご提出をお願いします。市からお送りした申告書に記載の誤りや、変更がある場合はその旨ご記入ください。

6月下旬	④決定通知書，納付書を送付 申告書の内容を基に受益者負担金の金額を決定し，受益者あてに決定通知書，及び納付書を送付します。申告がないときは，法務局の登記等に基づき受益者負担金を決定することになります。
7月中旬～	⑤受益者負担金の納入開始 お手元に届いた納付書を用いて，受益者負担金のお支払いをお願いします。

4 受益者負担金を納めていただく方（受益者）

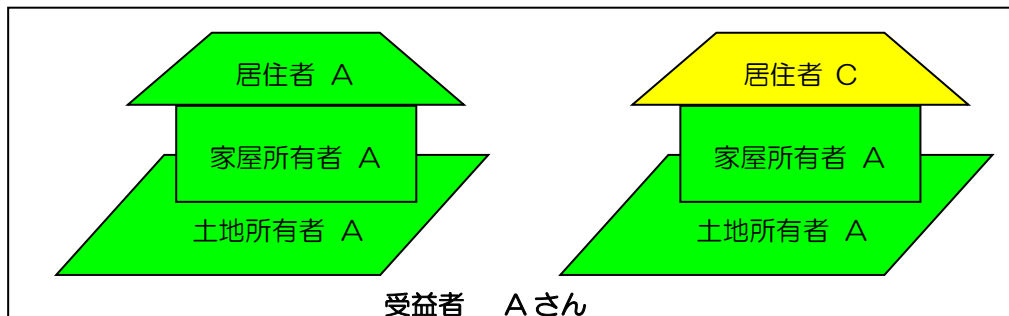
受益者とは受益者負担金を納めていただく方です。受益者となる方は，原則として公共下水道が整備される区域内の土地の所有者です。（Aさん）

ただし，その土地に権利（地上権，質権，使用貸借，賃貸借）をお持ちの方がいる場合は，権利者が所有者に代わって受益者となることができます。（Bさん）

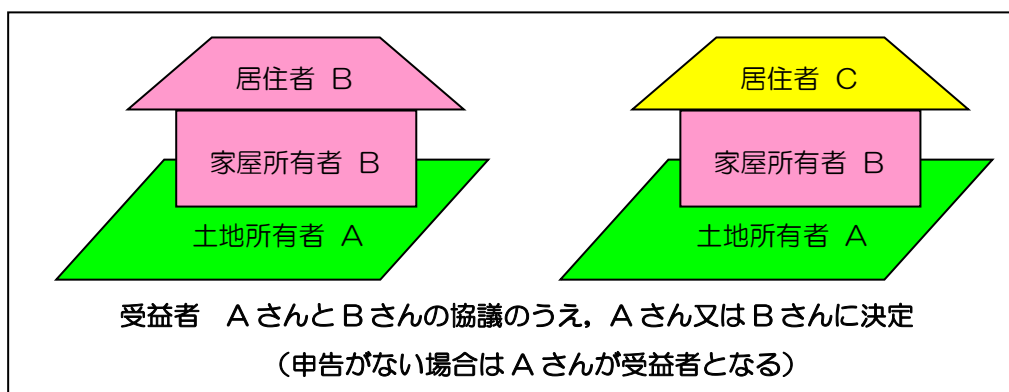
所有者に代わって権利者が受益者となる場合は，必ず，所有者と権利者が連署のうえ申告していただくことになります。

ただし，アパート，貸家の借家人等土地に権利をお持ちでない方は受益者となることができません。（Cさん）

〔図1〕



〔図2〕



5 負担金額と納付方法

ご負担いただく金額は、皆様が所有されている土地，または権利者である土地の面積に 320 円を乗じて算出した額となります。

負担金は 1 年間を 4 期（1 期：7 月，2 期：9 月，3 期：11 月，4 期：1 月）に分割して 3 年間に亘りお支払いいただくこととなりますが，一括でお支払いいただくことも可能です。

（例）敷地面積が 200.00 m²（約 60.5 坪）である場合のお支払額

土地所有者の**負担金総額は 64,000 円**となります。

$$200.00\text{m}^2 \times 320 \text{円/m}^2 = 64,000 \text{円}$$

当初納付時に支払方法 1，2，3 のいずれかを選択

支払い方法 1

- ・ 3 年分を一括払い
初年度第 1 期に **64,000 円**を **1 回**で支払い終了

支払い方法 2

- ・ 1 年分を一括払い（3 回払い）
 - ① 初年度第 1 期に 21,336 円
 - ② 2 年目第 1 期に 21,332 円
 - ③ 3 年目第 1 期に 21,332 円

①+②+③の合計=**64,000 円**

年 1 回×3 年間（3 回）で支払い終了

支払い方法 3

- ・ 分割払い（12 回払い）
 - ① 初年度第 1 期：5,333 円+4 円（端数）=5,337 円
 - ② 初年度第 2 期から 3 年目第 4 期まで：5,333 円×11 回=58,663 円

①+②の合計=**64,000 円**

年 4 回×3 年間（12 回）で支払い終了

支払総額は、「一括払い」も「分割払い」も同額です。

また，市が送付する納付書でのお支払いとなります。（納入窓口は，納付書に記載された市窓口，金融機関及びコンビニエンスストアとなります。口座引き落としは取り扱っておりません。）

6 負担金単価（320円/m²）算出の根拠

水戸第4負担区内の末端管きょ整備にかかる費用の1/4の額を、負担区全体の面積で割って、1m²あたりの負担金額（負担金単価）を算出しています。

7 受益者の変更

負担金をお支払いの途中で、土地の所有者又は権利者に変更があり受益者を変更する場合は、変更前の方と変更後の方が連署し、「受益者変更届」を提出してください。この場合、提出した日までに納期が来ている負担金については、変更前の受益者に納めていただき、次の納期の負担金から新しい受益者に納めていただくこととなります。

また、住所の変更があった場合も「受益者変更届」の提出をお願いします。

8 負担金の徴収猶予

現在耕作中の農地や市街化調整区域内の雑種地、受益者に火災など不慮の事故が生じて負担金の納付が困難なときなどは徴収猶予を受けることが可能です。猶予を受けようとする方は、申告書に記入のうえ提出してください。

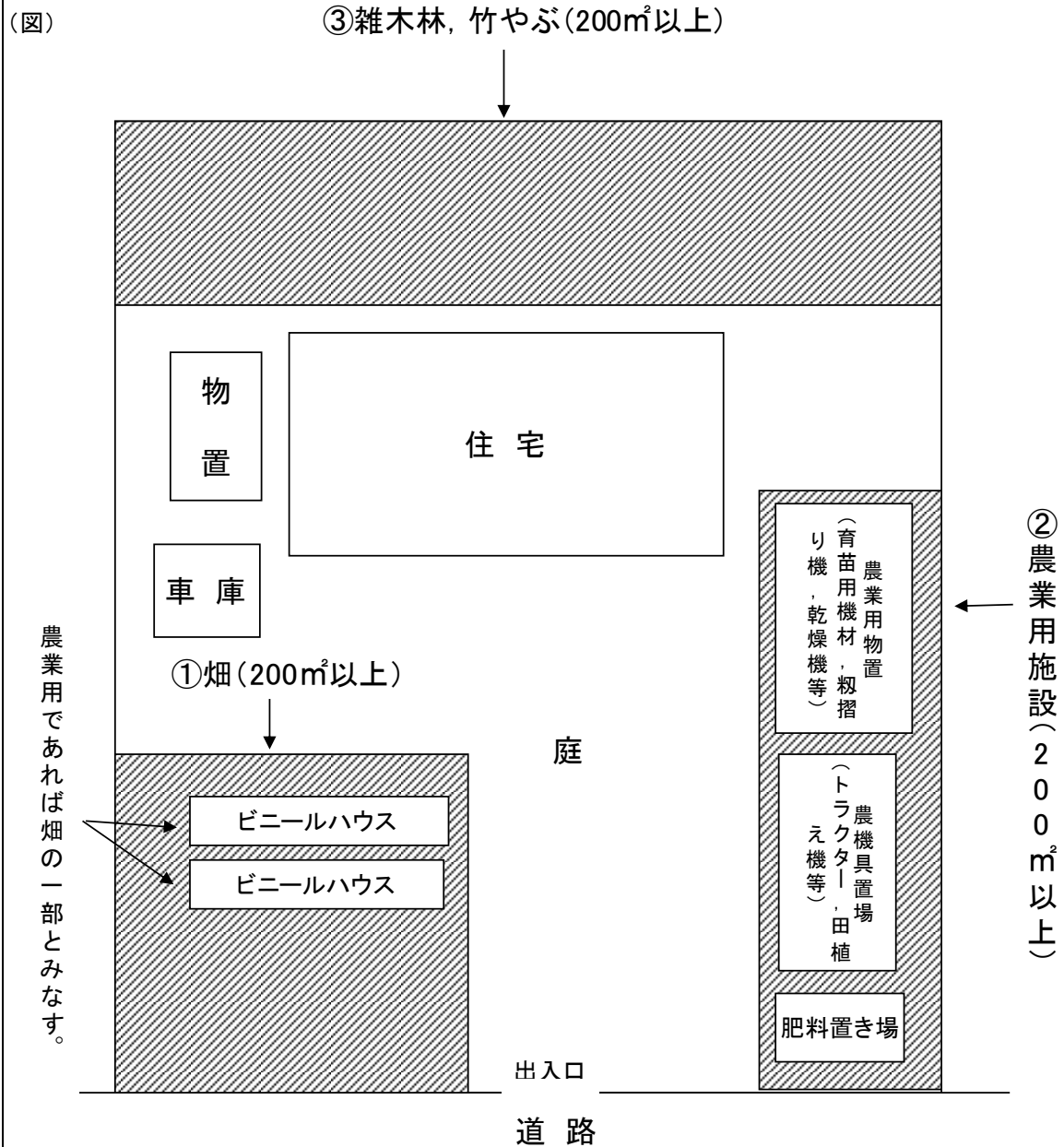
また、市街化調整区域内の宅地については、建物敷地以外に一体的に利用している土地の面積が200m²以上ある場合は、その部分について猶予を受けることが可能です。詳しくは次ページ以降の事例をご参照ください。

なお、猶予理由が無くなった場合は、負担金をお支払いいただくこととなります。

〔表1 猶予対象の一覧〕

対 象	期 間
農地，山林等（現況）	宅地に変更するまで
市街化調整区域内の雑種地（現況）	宅地に変更するまで
市街化調整区域内の宅地の一部で，200m ² 以上を一体的に建物敷地以外の目的に利用している部分	当該事由が消滅するまで
裁判係争中の土地	当該事由が消滅するまで
災害，盗難その他事故	管理者が認定する期間
生活困窮により公の扶助を受けている場合	管理者が認定する期間

判断事例1 宅地の中に200㎡以上の畑、農業用施設、山林がある場合



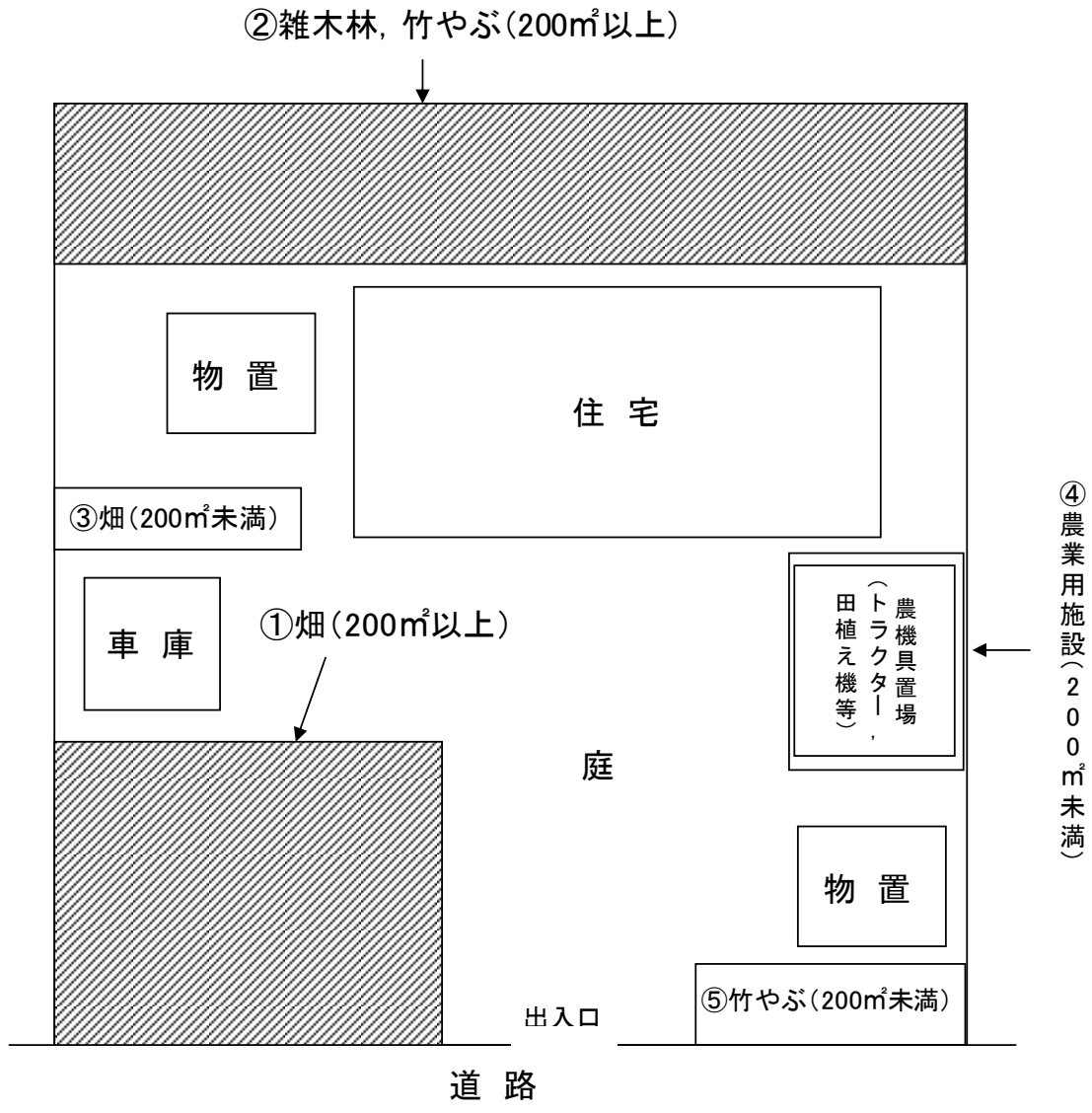
(解説)

- ① 200㎡以上の畑であるため農地として猶予可能。
- ② 200㎡以上の農業用施設であるため猶予可能。
- ③ 200㎡以上の雑木林, 竹やぶであるため山林として猶予可能。

①, ②, ③いずれも猶予とすることができます。(他の部分は受益者負担金をご負担いただくこととなります。)

判断事例2 宅地の中に200㎡未満の畑, 農業用施設, 山林がある場合

(図)



(解説)

- ① 200㎡以上の畑であるため農地として猶予可能。
- ② 200㎡以上の雑木林, 竹やぶであるため山林として猶予可能。
- ③ 200㎡未満の畑であるため猶予対象外。
- ④ 200㎡未満の農業用施設であるため猶予対象外。
- ⑤ 200㎡未満の竹やぶであるため猶予対象外。

①, ②を猶予とすることができます。(他の部分は受益者負担金をご負担いただくこととなります。)

9 負担金の減免

次のような土地にあてはまる場合、負担金の一部または全部が免除されます。減免を受けようとする方は、申告書に記入のうえ提出してください。

なお、減免率とは算定金額から減免される割合のことであり、減免率100%の場合は支払額が0円、75%の場合は支払額が1/4、50%の場合は支払額が半額となります。

〔表2 減免対象の一覧〕

対象となる土地	減免率 (%)
公共性がある私道で公道に準ずると認められる土地 建築に伴いセットバックした部分	100
自治会などが所有する集会所及びこれに類する土地	100
私立の学校施設の土地	75
社会福祉法人の経営する社会福祉施設の土地	75
宗教法人が利用する宗教施設のための土地	50
墓地	100
指定された文化財である土地又は建物などの土地	100
消防団が所有し、又は使用する車両・器具などを収納している土地	100
国又は地方公共団体が公用、公共用又は企業用に供している土地	25～100
下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の土地	管理者が定める

○お問合せ先

水戸市上下水道局 下水道部 下水道管理課 収納係

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

水戸市役所本庁舎6階(610窓口)

電話番号：029-224-1111 (内線3752 又は 3751)

FAX 番号：029-232-9293

